

BNPL（後払い決済）に潜む課題と普及に向けた対策

後払い決済BNPLは、クレジットカードとは別の需要を獲得し、増加傾向にある。それに伴い、セキュリティ面や利用者の過剰債務への対応が次第に求められるようになるだろう。不正アカウントの防止対策、不正検知システムの導入のさらなる検討が必要である。

増加するBNPL市場

BNPL（Buy Now, Pay Later）¹⁾と呼ばれる後払いの決済手段が最近、話題に上っている。BNPLとはその名の通り「今買って、後で支払う」サービスであり、消費者が商品を購入した際に、その場で全額支払うのではなく、原則として手数料なしで月末または翌月での一括払いや分割払いが可能となる決済手段である。

BNPLは他の決済手段と比べると取引高はまだ多くはないものの、主にECサービス市場の決済に利用されることから市場の拡大に伴い、近年右肩上がり増加している。矢野経済研究所が2023年3月に公表した調査によると、2018年の国内ECサービス市場におけるBNPL取引高は約5,700億円であったが、「2026年には約2兆円に達する」と予測されている。

同じ後払い決済であるクレジットカードとの違いは、①分割手数料が原則無料である²⁾こと、②メールアドレスや電話番号等の基本情報のみで手軽に利用開始できること、③BNPL事業者独自のスコアを用いた簡易的な与信審査が行われることの3点である。

BNPLは、分割払いをしたいが手数料の支払いを避けたい、年収や会社名等が必要な煩雑な申し込みをせずに手軽に後払い決済を始めたい、あるいは過去の延滞履歴等により信用情報に傷がつきクレジットカードの審査に通らなかった等、クレジットカードでは条件を満たすことのできない消費者の需要に応えられる新たな決済手段となっている。実際、利用層をみてもクレジットカードを持たない若年層や主婦層を中心に利用が広がっている。

BNPLに潜む課題

BNPLサービスの取引高が年々増加することに伴い、様々な課題も指摘されるようになってきている。本稿では2つの観点からそれらを紹介したい。

①セキュリティ面の懸念

BNPLは厳格な本人確認を行わないため、これを悪用して身元の追跡が難しいフリーメールアドレス等を利用してアカウントを作成し、不正な決済が行われるというケースが想定される。当然、BNPL事業者は支払い額の回収が困難となる。

またフィッシングやダークウェブ³⁾等で入手した既存のBNPLユーザの情報を使用してアカウントを乗っ取り、既存のBNPLユーザになりすまして決済が行われるというケースも考えられる。BNPLではクレジットカードの3Dセキュア⁴⁾のような追加認証は一般的には導入されていないため、なりすましが成功しやすい。

②利用者の過剰債務問題

BNPLは手軽に利用開始できるため、消費者が複数のBNPLサービスを利用することで過剰債務を抱える可能性がある。かつての消費者金融による過剰債務問題と同じ構造である。不払いも増加し、また延滞金を支払う事態となる。

BNPLの拡大が急速に進む海外ではその傾向が顕著であり、米国ではBNPL事業者に対して消費者の遅延回数や利用用途に関する政府主導の実態調査が行われている。国内では海外と比べBNPLの取引高がまだ多くないことから大きな問題にはなっていないものの、今後同じような問題が発生するリスクは潜んでいると言えよう。

NOTE

- 1) 国内における代表的なBNPL事業者としては、Paidy、NP後払い、atone、GMP後払い、メルペイスマート払い等が挙げられる。
- 2) クレジットカードでも2回払いまでであれば分割手数料が無料であるサービスや、BNPLでも分割の支払いができないサービス、支払い方法によっては手数料がかかるサービスも存在する。
- 3) 特別なソフトウェアや手法がないとアクセスできないインターネット上の領域であり、漏洩した個人情報・カード番号や、違法な情報が多くやり取りされているサイト。
- 4) インターネット上でクレジットカード決済を行う際の本人認証サービス。カード番号や有効期限等のクレジットカード情報の入力に加えて、事前にカード発行会社に登録した本人のみが把握しているパスワード等の入力を行い、追加の認証を行う。
- 5) Electric Know Your Customerの略称。オンラインで電子的に本人確認手続きを完了すること。従来の店舗を訪れて行う対面手続きや書類を送付して行う非対面手続きは手間や時間がかかるが、eKYCでは本人確認書類の画像と本人の顔画像のオンライン上での送信等により、簡単に本人確認が完了する。
- 6) 支払金額に応じたポイントが付与されるBNPLサービスも存在する。

BNPLの普及に向けた対策

こうした課題に対しどのような対策が有効だろうか。まず、セキュリティ対策として、不正アカウント作成を防止するために、eKYC⁵⁾による本人確認の実施が考えられる。しかし、あまり厳格な本人確認を求めるとセキュリティは強化したもののBNPLの「手軽に始められる」という商品特性が損なわれるおそれがある。本人確認のレベルの設定は事業者のビジネスノウハウに属するが、是非、押さえておきたいポイントである。

また、不正検知精度の向上はアカウントの乗っ取りを防止するだけでなく様々なセキュリティ対策となる。不正検知システム自体を既に導入している事業者も多いが、日々、様々な不正手口が現れているという現状もある。この不正を発見するためにも、継続的な検知精度を向上させるための取り組みが重要である。例えば、クレジットカード業界ではカード会社間で不正利用データをシェアする業界横断型の不正検知サービスが検討されているが、参考となるだろう。

同様にBNPLについても、BNPL事業者間での不正に関する情報連携の強化や、クレジットカードを含む他決済手段で蓄積された不正情報やブラックリスト等を活用していく仕組みづくりを行い、不正の早期発見に向けた対策を検討する価値があると考えられる。

さらに、BNPLサービスの仕様を確認し、悪意ある者に利用されるおそれのある欠陥がないか、リスク評価によって確かめることも重要である。具体的には、パスワードリセット機能、ポイント処理機能⁶⁾、他システムとの連携等、BNPLサービスを構成する各種機能を分解

し、各機能で不正リスクがないかの分析・評価をすることが必要である。

次に、利用者の過剰債務への対策については、BNPL事業者各社が、簡易的な与信審査等の利便性を損なわずに与信の精度を向上させていく工夫が求められる。それには、当初の利用可能限度額を少額設定することが有効である。そして返済履歴等の利用状況に応じて利用可能限度額を増減させることも、当然、過剰利用を防ぐことにつながるだろう。

海外では、利用者の過剰債務問題に対し法律の改正・施行や規制の強化に乗り出している国も存在する。具体的には、オーストラリアでは2021年3月にBNPLに関する行動規範を公表、米国では2022年9月にBNPLに関する規制を強化することを公表、英国では2023年2月にBNPL事業者に対する法律の草案を公表している。国内においても利用者の過剰債務が問題視される事態となればBNPL事業者は国から具体的な対応を求められる可能性があるだろう。

国内ではまだ普及途上であるBNPLだが、従来後払い決済ができなかった利用者にとっての新たな決済手段として今後成長していくことを見据えて、BNPL事業者は事業拡大とともにセキュリティ対策や利用者保護の検討を併せて進めていくことが求められる。

Writer's Profile



寺田 真子 Mako Terada

NRIセキュアテクノロジーズ
コンサルタント
専門は決済セキュリティ
focus@nri.co.jp